

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年9月3日提出
【発行者名】	U B S アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目2番1号 O t e m a c h i O n e タワー
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	U B S 原油先物ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

UBS原油先物ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
 - ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。
- ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（１１）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,500億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

2021年9月4日から2022年3月4日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（ ９ ）【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ １ ０ ）【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ １ １ ）【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ １ ２ ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数（円換算ベース）に概ね連動し、WTI原油の先物指数動向を反映する投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式 債券	インデックス型
	海外	不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 (商品先物)	特殊型
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	あり ()	日経 225
	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		なし
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
	日々	中南米		
不動産投信	その他 ()	アフリカ		その他
その他資産 (投資信託証券含む 有価証券)		中近東 (中東)		(UBS ブルームバーグ CMCI 指数 WTI 原油指 数 (円換算ベース))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

前記の商品分類上の投資対象資産を「その他資産（商品先物）」としておりますが、当ファンドは主として商品先物指数に価格が連動する上場投資信託証券を含む有価証券に投資を行いますので、属性区分上の投資対象資産は「その他資産（投資信託証券含む有価証券）」としております。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1) 株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数に価格が連動する上場投資信託証券を含む有価証券を中心に投資を行います。

ベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数（円換算ベース）とし、概ね連動させるように運用を行います。

※UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数とWTI原油先物価格は異なるものであり、値動きが大きく乖離する場合があります。

■ UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数の特徴

- ・UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数は、UBSとBloombergが開発した世界の代表的商品先物指数であるUBSブルームバーグCMCI総合指数におけるWTI原油を、独立して指数化したものです。商品市況におけるWTI原油の先物指数動向を反映する指数です。

※当ファンドにおけるWTI原油とは、UBSブルームバーグCMCI総合指数を構成するサブセクターのうち、WTI原油（NYMEX）およびWTI原油（ICE）をいいます。

「WTIとは」	原油取引関係者が注目する代表的銘柄。
	西テキサス地方で産出されるガソリンを多く取り出せる高品質な原油のこと。
WTI原油先物	産出量は全原油の数パーセントにすぎませんが、原油取引関係者が注目する代表的銘柄です。
	・ニューヨーク・マーカンタイル取引所（NYMEX）およびインターコンチネンタル・エクスチェンジ（ICE）に上場している原油先物。どちらの取引所でも同様の先物商品がドル建てで取引されています。
	・先物指数には、原油価格の他に将来の金利・輸送費用・保管費用等が含まれています。

■ UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数（円換算ベース）－《ベンチマーク》

- ・ファンドのベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数（円換算ベース）は、UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数を委託会社において円換算したものです。

■ 原則として為替ヘッジは行いません。

外貨建資産について、原則、為替ヘッジを行いませんので為替変動による影響を受けます。

■ UBSアセット・マネジメント・グループが運用を行います。

UBSアセット・マネジメント・グループはUBSグループの資産運用部門として世界各国に拠点を擁するグローバルな資産運用会社です。

[運用指図に関する権限の委託先の概要]

- ・委託先名称：UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド
- ・委託する範囲：有価証券等および通貨の運用

■ 主な組入有価証券の概要（2021年6月末現在）

組入有価証券の名称	UBS ETF(CH) - CMCI Oil SF(USD)
形態	スイス籍上場投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数に連動することを目指します。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.26%程度（2021年6月末現在） 上記の他、ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド

※ベンチマークに連動させることを目的として、上記以外の有価証券へ投資する場合があります。

◎ ファンドの仕組み

当ファンドはUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数に価格が連動する上場投資信託証券を含む有価証券を中心に投資を行います。



◎ 収益分配方針

- ・ 毎決算時（毎年12月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）
 - ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - ・ 収益分配金額は、上記の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
 - ・ 収益の分配にあてなかった利益については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

◎ 主な投資制限

- ・ 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ・ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。

インデックス掲載に際してのご留意事項

Constant Maturity Commodity Index Family（コンスタント・マチュリティ・コモディティ商品指数、以下、「CMCI」）
CMCIに関する著作権、およびその他知的財産権はUBSおよびBloombergに帰属しており、UBSの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。UBS・AGまたはその関係会社（以下、「UBS」という）が情報提供のみを目的として作成したものであり、指数構成銘柄への投資を推奨するものではありません。UBSは、情報の正確性、確実性および完全性を保証するものではなく、UBSは当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数の推移

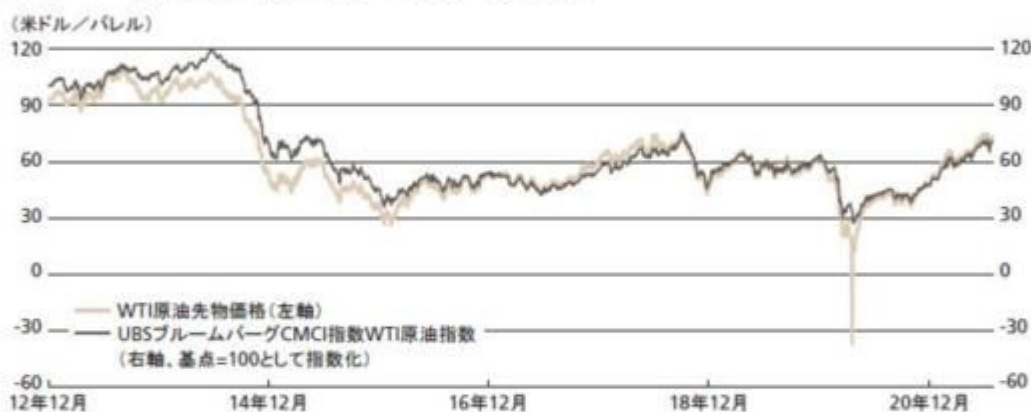
UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数は、原油先物の3ヵ月～3年物に分散投資し、先物のロールオーバー（限月交代）時の価格差を考慮した（トータルリターン）指数です。そのため、原油先物価格（直近限月）の価格推移から大きく乖離する場合があります。

（なお、ファンドのベンチマークは、UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数（ドルベース）を円換算したものです）

【ロールオーバー時の影響について】

- ・ 一般に新聞等で報道される原油先物価格は、直近限月の先物価格を単純につなげたもので、ロールオーバー時の限月間価格差が考慮されていません。
- ・ 原油先物は、保管費用や金利等のコストが考慮されるため、一般に満期までの期間が長い先物の価格が高くなる傾向があります（下図①）。
- ・ この場合、ロールオーバー時には、安い期近物を売り、高い期先物を買うことになるため、その分の影響が出ます。

■ WTI原油先物価格、UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数の推移 （米ドルベース、2012年12月末～2021年7月末）

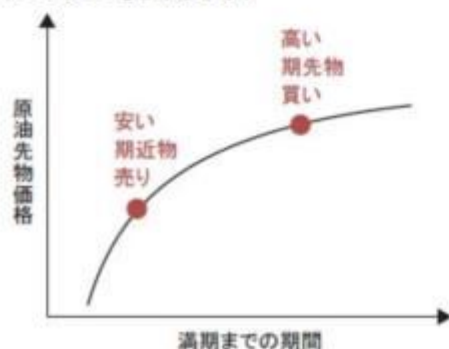


出所：リフィニティブのデータを基に当社作成。

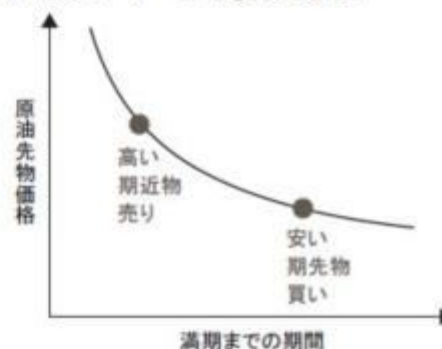
上記のデータは過去のものであり、将来の動向を示唆、保証するものではありません。

■ 先物の期間構造（限月間の価格差）

①期先物ほど先物価格が高い状態
（「コンタンゴ」と呼びます）



②期先物ほど先物価格が低い状態
（「バックワーデーション」と呼びます）



※将来の供給過剰観測等から、原油価格が今後下落すると予想される場合など、市場環境によっては、上図②の状態になることがあります。

上記は、例示をもって理解を深めていただくことを目的としたイメージ図です。

信託金限度額

- ・ 5,500億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2009年2月16日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2011年 9月 2日

- ・ファンドの信託期間を5年間延長

2017年 3月 4日

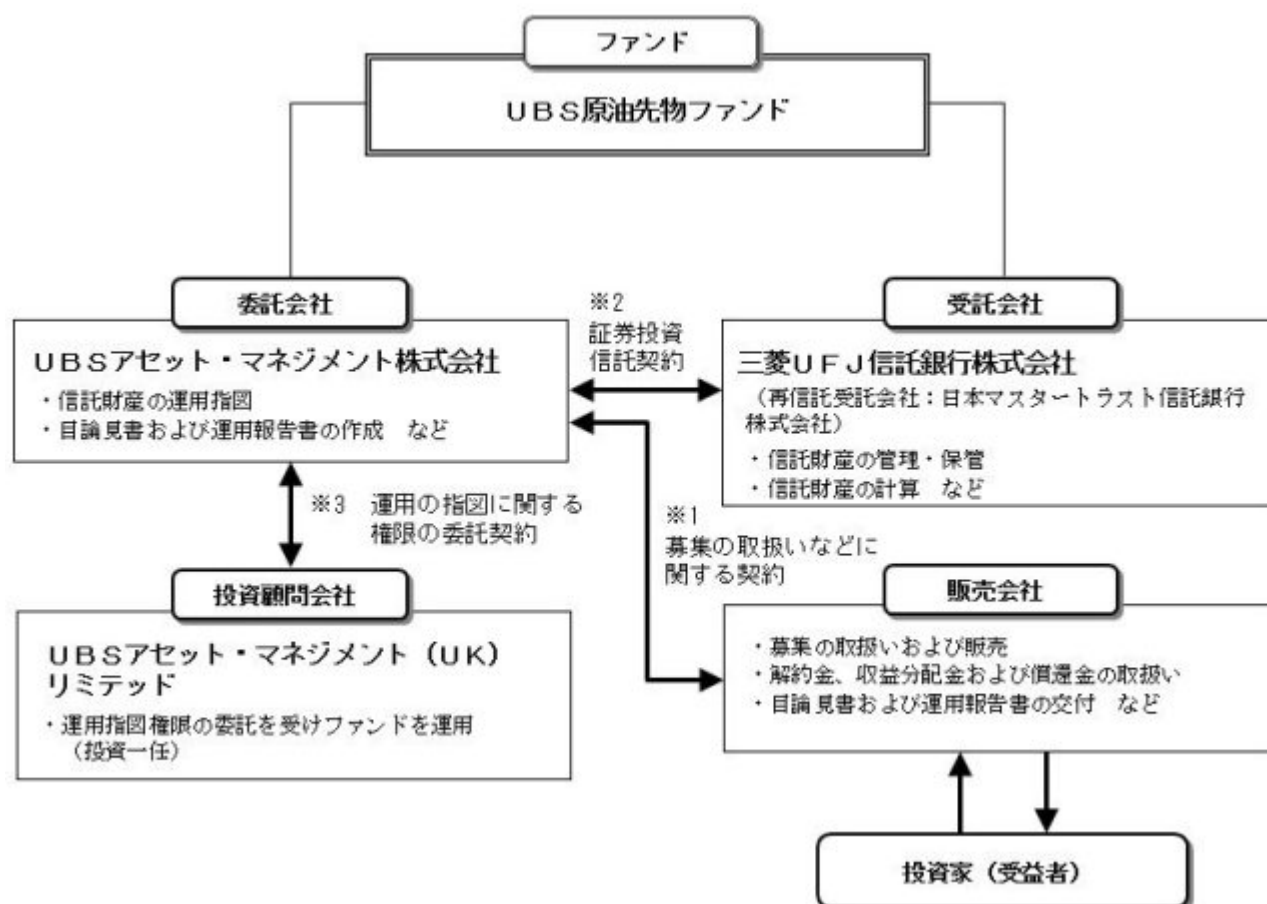
- ・信託期間を5年間延長、運用指図権限をUBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドへ委託、買付および換金を受付けない日にスイス取引所の休業日およびチューリッヒの銀行休業日を追加、主要投資対象を上場投資信託証券を含む有価証券に変更

2017年12月 2日

- ・ファンドの名称を「グローバル・アンブレラ UBS原油（WTI先物指数連動型）」から「UBS原油先物ファンド」に変更

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
- 3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

委託会社の概況（2021年6月末現在）

1) 資本金

2,200百万円

2) 沿革

1996年4月1日 : ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
 1998年4月28日 : ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
 2000年7月1日 : ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、
 ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2002年4月8日 : ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 2015年12月1日 : UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数に価格が連動する上場投資信託証券を含む有価証券を中心に投資を行います。

UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数（円換算ベース）をベンチマークとします。投資成果を、ベンチマークであるUBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数（円換算ベース）に概ね連動させるように運用を行います。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産のリスク軽減のため、デリバティブ取引を行うことがあります。

UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数（円換算ベース）は、UBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数を委託会社において円換算したものです。

(2)【投資対象】

世界の代表的商品市況を表すUBSブルームバーグCMCI指数のWTI原油指数に価格が連動する上場投資信託証券を含む有価証券を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

1) 特定資産

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。）に係る権利のうち、次に掲げる権利

1. 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
2. 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
3. 有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利
4. 外国金融商品市場において行う取引であって、1. から3. までに掲げる取引と類似の取引に係る権利

5. 有価証券先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号イに掲げるものをいいます。）に係る権利
 6. 有価証券店頭指数等先渡取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。）に係る権利
 7. 有価証券店頭オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ハ及びニに掲げるものをいいます。）に係る権利
 8. 有価証券店頭指数等スワップ取引（金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）に係る権利
 9. 金融先物取引（証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法第66号）第1条の規定による廃止前の金融先物取引法（昭和63年法第77号）第2条第1項に規定するものをいいます。）に係る権利
 10. 金融デリバティブ取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令（平成19年内閣府令第61号）第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。）に係る権利（1. から8. までに掲げるものに該当するものを除きます。）
- ハ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）
- ニ）金銭債権
- 2）次に掲げる特定資産以外の資産
- イ）為替手形
- 有価証券の指図範囲
- 委託会社（約款第18条の2に規定する委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けたものを含みます。）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1）株券または新株引受権証書
 - 2）国債証券
 - 3）地方債証券
 - 4）特別の法律により法人の発行する債券
 - 5）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
 - 6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7）コマーシャル・ペーパー
 - 8）外国または外国の者の発行する証券または証書で、1）～7）の証券または証書の性質を有するもの
 - 9）投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 10）投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 11）外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
 - 13）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 14）外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 15）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
 - 16）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 17）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 18）外国の者に対する権利で17）の有価証券の性質を有するもの

なお、１）の証券、８）ならびに13）の証券または証書のうち１）の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、２）から６）までの証券および８）ならびに13）の証券または証書のうち２）から６）までの性質を有するものおよび10）に記載する証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、９）および10）の証券（ただし、投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

- １）預金
- ２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３）コール・ローン
- ４）手形割引市場において売買される手形
- ５）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ６）外国の者に対する権利で５）の権利の性質を有するもの

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象と指図範囲

先物取引等の運用指図、スワップ取引の運用指図、金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図、有価証券の貸付の指図、外国為替予約の指図、資金の借入を行うことができます。

主な組入有価証券の概要（2021年6月末現在）

組入有価証券の名称	UBS ETF (CH) - CMC I Oil SF (USD)
形態	スイス籍上場投資信託証券（米ドル建て）
運用の基本方針	UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数に連動することを目指します。
管理報酬等	純資産総額に対して年率0.26%程度（2021年6月末現在） 上記の他、ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。
投資運用会社	UBSアセット・マネジメント（UK）リミテッド

ベンチマークに連動させることを目的として、上記以外の有価証券へ投資する場合があります。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。



ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >

投資政策委員會：

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に關与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の11名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、クライアント・サービス部長、商品開発部長、コンプライアンス&オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、企画管理部長、テクノロジー部長の13名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

上記の運用体制は、2021年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】**収益分配方針**

毎決算時（毎年12月5日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- １）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ２）収益分配金額は、上記１）の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
- ３）収益の分配にあてなかった利益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益分配金の支払い

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】**約款に定める投資制限**

- １）株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ２）投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ３）同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該上場投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ４）同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ５）同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ６）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ７）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ８）デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
- ９）投資する株式等の範囲

イ）委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行する

ものとし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

10) 先物取引等の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。
- ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国金融商品市場における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国金融商品市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

11) スワップ取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号二および第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。) 等（以下「スワップ取引」といいます。) を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

12) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、約款第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ホ) 12)において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。) における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。) までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。) の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ヘ) 12)において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下12)において同じ。) のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下12)において同じ。) を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日におけ

る当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

13) 有価証券の貸付の指図および範囲

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

ロ) イ) に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

14) デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。

16) 外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

17) 資金の借入

イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

法令による投資制限

1) 同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

2) デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引お

よび選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

3) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

商品（コモディティ）市場の変動リスク

UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数の騰落率に価格が連動する有価証券または上場投資信託証券を高位に組入れた場合には、UBSブルームバーグCMCI指数WTI原油指数の変動および商品（コモディティ）市場の変動の影響を大きく受けます。

為替変動リスク

世界各国の各種の通貨建有価証券等に投資を行う場合（上場投資信託証券を含む有価証券を通じて外貨建資産に投資する場合を含みます。）には、円貨ベースにした場合、その資産価値は、為替レートの変動により影響を受けることになります。為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

上場投資信託証券に関するリスク

上場投資信託証券に投資を行う場合の当該上場投資信託証券の価格は、対象インデックスの値動きと概ね連動するため、インデックスが下落した場合には下落することになり、この場合、当ファンドの基準価額も下落します。

< その他の留意事項 >

買付換金申込に係る制限

- ・買付または換金の申込日が、海外市場の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、買付および換金の申込みの受付を中止することおよび既に受付けた当該各申込を取り消すことがあります。
- ・投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、買付の受け付けを制限する場合があります。

海外市場の休業日：

ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはチューリッヒの銀行の休業日をいいます。

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

分配金に関する留意点

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金は

その支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

その他

- ・ファンドの基準価額は、スイス取引所の休業日等、対象インデックスの値動きに連動しない場合があります。
- ・ファンドの基準価額の騰落率とベンチマークの騰落率とは必ずしも一致しません。これは、主として、ファンドの資金の出入りと投資対象とする有価証券等の売買タイミングがずれる場合があることや、ファンドにおいて信託報酬等の費用を負担することによるものです。なお、指数の廃止や公表元の破綻等によりベンチマークの参照が困難となった場合等には、運用の基本方針に沿った運用が困難となり、ファンドが償還される場合があります。

<投資信託に関する一般的なリスク>

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を直前の市場実勢から乖離した価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額は下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

<投資信託に関する一般的な留意事項>

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（販売会社は販売の窓口となります。）。
- ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

（２）リスク管理体制

委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。

取引の管理については、管理部門は運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

上記体制は2021年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	123.2	42.1	59.8	62.7	8.0	11.4	19.3
最小値	△ 58.9	△ 18.6	△ 16.9	△ 19.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 12.9
平均値	1.9	7.5	12.0	11.5	0.7	2.0	3.1

※上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2016年7月から2021年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

■各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社東京証券取引所に帰属します。

・MSCIロクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)

・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)

FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(円換算ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3% (税抜3.0%) が上限となっております。
- ・申込手数料の額(1口当たり)は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

(2)【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額（1口当たり）が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される受益者の解約代金から差し引いて、信託財産に繰り入れる金額のことです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.814%（税抜0.74%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.74%	0.39%	0.30%	0.05%

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

ファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

なお、2021年6月末現在の主な組入有価証券（上場投資信託証券）の管理報酬等の費用が当ファンドの純資産総額に対して年率0.26%程度（委託会社が試算した概算値、2021年6月末現在）がかかります。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率0.814%）に当該組入有価証券の費用を加えた実質的な報酬率は、当ファンドの純資産総額に対して年率1.074%程度となります。

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

売買委託手数料

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等および先物・オプション取引に要する費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税および信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

その他の諸費用

以下の諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

- 1．信託財産に係る監査費用
- 2．受益権の管理事務に関連する費用
- 3．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
- 4．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
- 6．ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記1．から6．の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時係る諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記1．から6．の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

上記 から の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。

- 1．監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
- 2．印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
- 3．売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
- 4．保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

上記「（4）その他の手数料等」の および については、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。また、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額についても、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

1）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満

の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

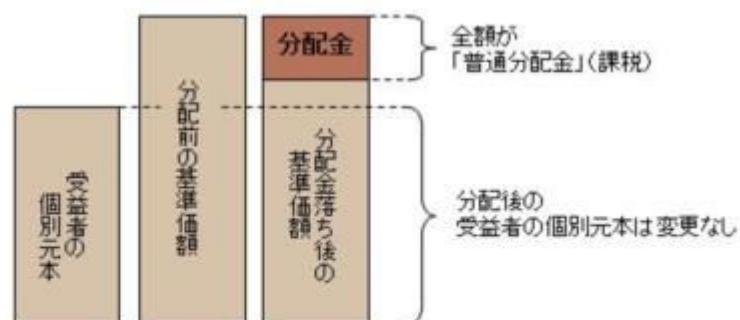
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

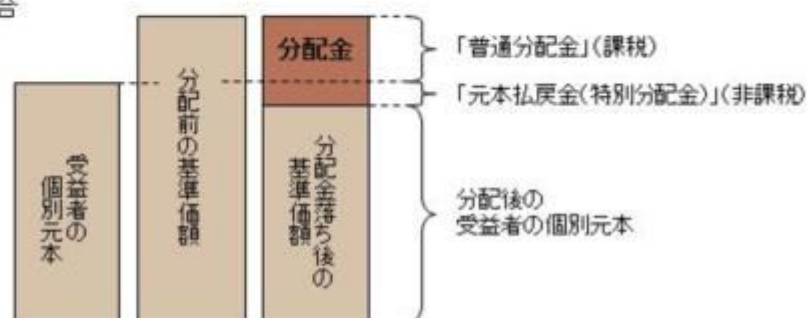
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は2021年6月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

以下の運用状況は2021年 6月30日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	スイス	9,860,529,518	99.37
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	62,791,488	0.63
合計(純資産総額)		9,923,321,006	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
スイス	投資信託受益 証券	UBS ETF CMCI OIL USD	2,711,395	2,391.61	6,484,623,541	3,636.69	9,860,529,518	99.37

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	99.37
合計	99.37

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第3計算期間末 (2011年12月 5日)	1,703	1,703	1.3793	1.3793
第4計算期間末 (2012年12月 5日)	1,336	1,336	1.2752	1.2752
第5計算期間末 (2013年12月 5日)	308	308	1.6818	1.6818
第6計算期間末 (2014年12月 5日)	282	282	1.5210	1.5210
第7計算期間末 (2015年12月 7日)	5,733	5,733	0.9207	0.9207
第8計算期間末 (2016年12月 5日)	6,846	6,846	0.8847	0.8847
第9計算期間末 (2017年12月 5日)	3,796	3,796	0.8697	0.8697
第10計算期間末 (2018年12月 5日)	2,095	2,095	0.8957	0.8957
第11計算期間末 (2019年12月 5日)	2,157	2,157	0.9107	0.9107
第12計算期間末 (2020年12月 7日)	13,541	13,541	0.6566	0.6566
2020年 6月末日	23,769	—	0.6223	—
7月末日	19,873	—	0.6188	—
8月末日	19,325	—	0.6627	—
9月末日	16,771	—	0.6069	—
10月末日	13,657	—	0.5533	—
11月末日	14,548	—	0.6552	—
12月末日	12,440	—	0.6797	—
2021年 1月末日	12,117	—	0.7273	—
2月末日	12,976	—	0.8775	—
3月末日	11,727	—	0.8911	—
4月末日	11,045	—	0.9411	—
5月末日	10,200	—	0.9676	—
6月末日	9,923	—	1.0594	—

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第3期	2010年12月 7日～2011年12月 5日	0.0000
第4期	2011年12月 6日～2012年12月 5日	0.0000
第5期	2012年12月 6日～2013年12月 5日	0.0000
第6期	2013年12月 6日～2014年12月 5日	0.0000
第7期	2014年12月 6日～2015年12月 7日	0.0000
第8期	2015年12月 8日～2016年12月 5日	0.0000
第9期	2016年12月 6日～2017年12月 5日	0.0000
第10期	2017年12月 6日～2018年12月 5日	0.0000
第11期	2018年12月 6日～2019年12月 5日	0.0000
第12期	2019年12月 6日～2020年12月 7日	0.0000

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第3期	2010年12月 7日～2011年12月 5日	0.7
第4期	2011年12月 6日～2012年12月 5日	7.5
第5期	2012年12月 6日～2013年12月 5日	31.9
第6期	2013年12月 6日～2014年12月 5日	9.6
第7期	2014年12月 6日～2015年12月 7日	39.5
第8期	2015年12月 8日～2016年12月 5日	3.9
第9期	2016年12月 6日～2017年12月 5日	1.7
第10期	2017年12月 6日～2018年12月 5日	3.0
第11期	2018年12月 6日～2019年12月 5日	1.7
第12期	2019年12月 6日～2020年12月 7日	27.9
第13期（中間期）	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	53.6

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第3期	2010年12月 7日～2011年12月 5日	1,613,385,595	1,294,596,236
第4期	2011年12月 6日～2012年12月 5日	1,029,826,472	1,217,010,678
第5期	2012年12月 6日～2013年12月 5日	40,003,653	904,805,598
第6期	2013年12月 6日～2014年12月 5日	102,278,229	100,106,858
第7期	2014年12月 6日～2015年12月 7日	8,225,133,115	2,183,243,442
第8期	2015年12月 8日～2016年12月 5日	4,043,076,652	2,532,119,856
第9期	2016年12月 6日～2017年12月 5日	539,302,134	3,912,087,333
第10期	2017年12月 6日～2018年12月 5日	561,629,195	2,587,589,882
第11期	2018年12月 6日～2019年12月 5日	484,955,248	455,977,494
第12期	2019年12月 6日～2020年12月 7日	50,736,141,674	32,480,381,936
第13期（中間期）	2020年12月 8日～2021年 6月 7日	1,752,220,216	12,211,729,900

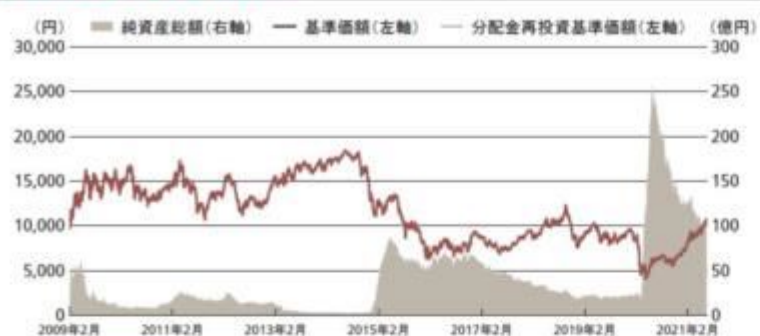
参考情報

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移（2021年6月30日現在）



※分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の当該分配金を再投資したものと算出。

分配の推移（1万口当たり、税引前）

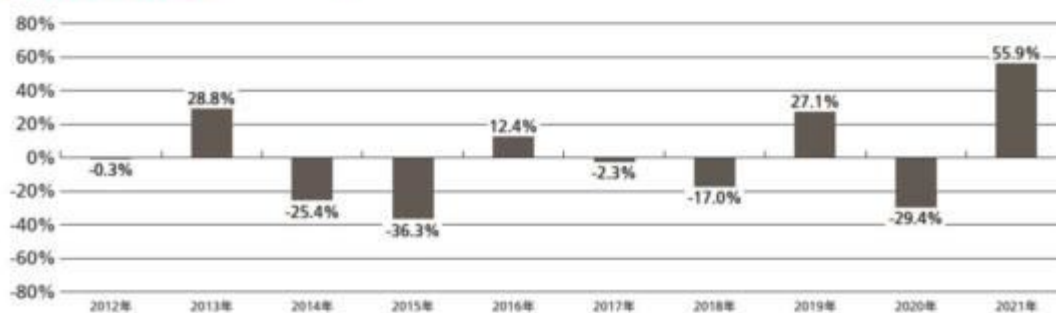
2016年12月	0円
2017年12月	0円
2018年12月	0円
2019年12月	0円
2020年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況（2021年6月30日現在）

主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	投資比率
スイス	投資信託受益証券	UBS ETF CMCI OIL USD	99.37%

年間収益率の推移（2021年6月30日現在）



※税引前分配金を再投資したものと算出。

※2021年については年初から6月末までの騰落率。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) 分配金再投資について

販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって分配金再投資に関する契約を締結していただくことになります。また、販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

< 分配金再投資コース >

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

(3) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(4) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(5) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはチューリッヒの銀行の休業日に該当する場合は、取得の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(7) 申込単位（当初元本1口＝1円）

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

< UBSアセット・マネジメント株式会社 >

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(8) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(9) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。また、投資対象国の有価証券市場等の流動性等を勘案し、取得の申込みの受付を制限する場合があります。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

< 解約請求による換金 >

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日がロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所もしくはスイス取引所の休業日またはロンドンの銀行、ニューヨークの銀行もしくはチューリッヒの銀行の休業日に該当する場合は、解約請求の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(4) 解約制限

該当事項はありません。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1円または1口単位を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

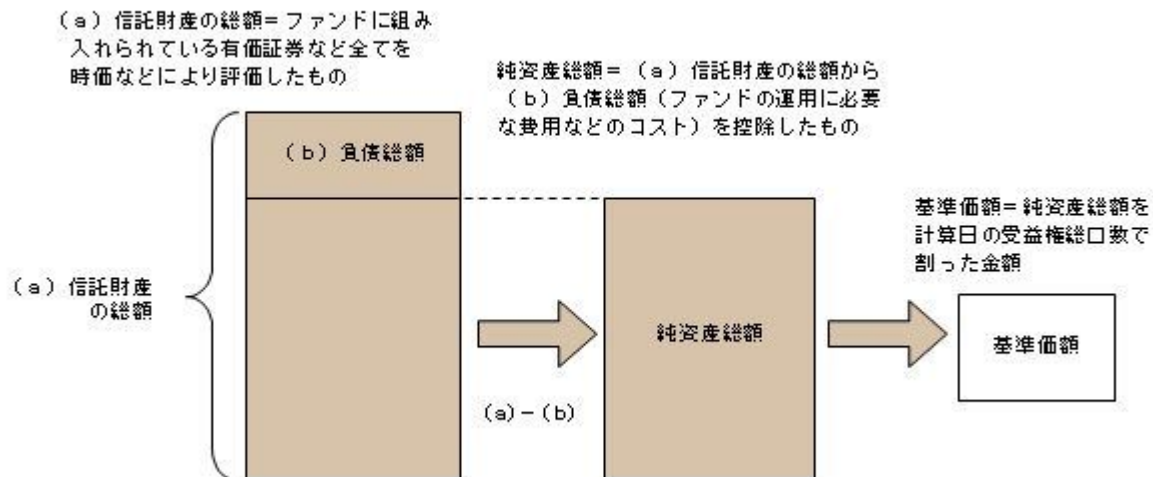
(1) 【資産の評価】

基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<UBSアセット・マネジメント株式会社>

ホームページアドレス：<http://www.ubs.com/japanfunds/>

電話番号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2022年12月5日までとします（2009年2月16日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年12月6日から翌年12月5日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により純資産総額が20億円を下回ることとなったとき
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき（この信託の投資対象が上場投資信託証券である場合には当該上場投資信託証券が存在しなくなったときを含みます。）

- 2) この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
- イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

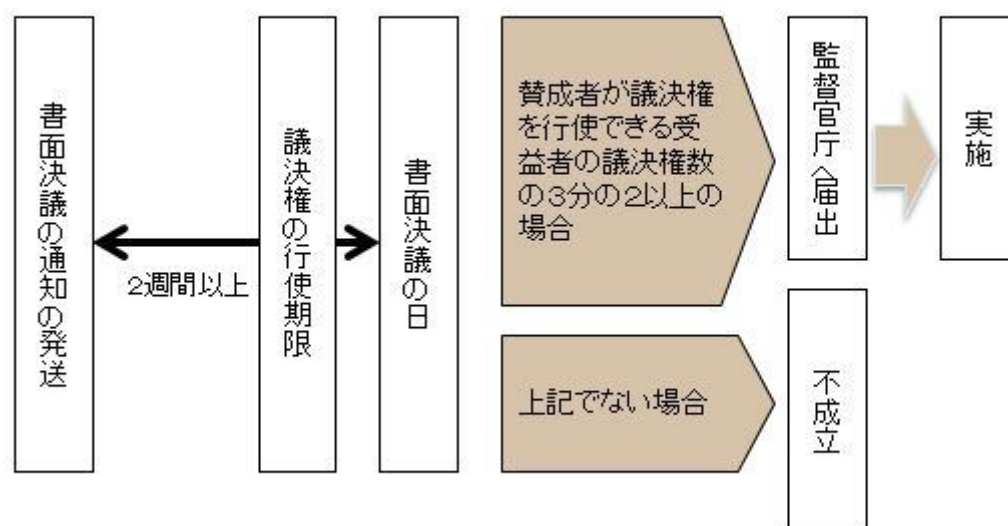
信託約款の変更など

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知っている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

< 書面決議の主な流れ >



公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <http://www.ubs.com/japanfunds/>

関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期計算期間(2019年12月 6日から2020年12月 7日まで)の財務諸表について、P w C あらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【U B S 原油先物ファンド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2019年12月 5日現在	当期 2020年12月 7日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,387,079	242,556,899
投資信託受益証券	2,146,324,955	13,547,950,995
派生商品評価勘定	11,331	958,597
未収入金	12,988,243	324,701,874
流動資産合計	2,187,711,608	14,116,168,365
資産合計	2,187,711,608	14,116,168,365
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	132,278
未払解約金	22,073,503	496,621,040
未払受託者報酬	556,537	5,215,413
未払委託者報酬	7,680,226	71,972,680
未払利息	80	684
その他未払費用	373,041	879,708
流動負債合計	30,683,387	574,821,803
負債合計	30,683,387	574,821,803
純資産の部		
元本等		
元本	2,368,517,564	20,624,277,302
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	211,489,343	7,082,930,740
（分配準備積立金）	3,862,150	2,149,185,659
元本等合計	2,157,028,221	13,541,346,562
純資産合計	2,157,028,221	13,541,346,562
負債純資産合計	2,187,711,608	14,116,168,365

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 2018年12月 6日 至 2019年12月 5日	当期 自 2019年12月 6日 至 2020年12月 7日
営業収益		
有価証券売買等損益	138,740,357	5,059,960,340
為替差損益	69,225,131	564,326,953
営業収益合計	69,515,226	4,495,633,387
営業費用		
支払利息	19,241	450,385
受託者報酬	1,124,988	7,053,244
委託者報酬	15,524,850	97,334,719
その他費用	1,353,231	4,520,515
営業費用合計	18,022,310	109,358,863
営業利益又は営業損失（ ）	51,492,916	4,386,274,524
経常利益又は経常損失（ ）	51,492,916	4,386,274,524
当期純利益又は当期純損失（ ）	51,492,916	4,386,274,524
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	10,437,510	2,186,163,948
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	244,005,468	211,489,343
剰余金増加額又は欠損金減少額	48,472,588	14,729,721,608
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	48,472,588	14,729,721,608
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,011,869	23,801,273,581
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	57,011,869	23,801,273,581
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	211,489,343	7,082,930,740

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 計算期間末日の取扱い 2020年12月 5日および6日が休日のため、当計算期間末日を2020年12月 7日としております。このため、当計算期間は368日となっております。 (3) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2019年12月 5日現在	当期 2020年12月 7日現在
1.	計算期間末日における受益権の総数	2,368,517,564口	20,624,277,302口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は211,489,343円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,082,930,740円です。
3.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9107円 (9,107円)	0.6566円 (6,566円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2018年12月 6日 至 2019年12月 5日	当期 自 2019年12月 6日 至 2020年12月 7日
1. 分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 0円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 0円 C 収益調整金額 1,054,098,358円 D 分配準備積立金額 3,862,150円 E 当ファンドの分配対象収益額 1,057,960,508円 F 10,000口当たり収益分配対象額 4,466円 G 10,000口当たり分配金額 0円 H 収益分配金金額 0円 2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.117%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	1. 分配金の計算過程 A 費用控除後の配当等収益額 0円 B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 2,147,876,716円 C 収益調整金額 9,211,838,408円 D 分配準備積立金額 1,308,943円 E 当ファンドの分配対象収益額 11,361,024,067円 F 10,000口当たり収益分配対象額 5,508円 G 10,000口当たり分配金額 0円 H 収益分配金金額 0円 2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左

（金融商品に関する注記）

. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2018年12月 6日 至 2019年12月 5日	当期 自 2019年12月 6日 至 2020年12月 7日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、為替予約取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、商品先物取引等です。これらは、コモディティ(商品)市場の変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 なお、為替予約取引は、外貨建金銭債権債務の為替変動リスクを低減する目的で利用しております。	同左

3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左
------------------	---	----

金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2019年12月 5日現在	当期 2020年12月 7日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引

	デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2019年12月 5日現在	当期 2020年12月 7日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	121,832,418	2,937,144,230
合計	121,832,418	2,937,144,230

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期（2019年12月 5日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	12,998,382	-	12,987,051	11,331
合計		12,998,382	-	12,987,051	11,331

当期（2020年12月 7日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	325,496,995	-	324,670,676	826,319
合計		325,496,995	-	324,670,676	826,319

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項目	前期 自 2018年12月 6日 至 2019年12月 5日	当期 自 2019年12月 6日 至 2020年12月 7日
元本の推移		
期首元本額	2,339,539,810円	2,368,517,564円
期中追加設定元本額	484,955,248円	50,736,141,674円
期中一部解約元本額	455,977,494円	32,480,381,936円

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表
株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受 益証券	米ドル	UBS ETF CICI OIL USD	6,039,607	130,168,629.86	
	小計		6,039,607	130,168,629.86 (13,547,950,995)	
合計				13,547,950,995 (13,547,950,995)	

（注）

1. 投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。
2. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額です。
3. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関わるもので内書きです。
4. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
5. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資信託 受益証券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	投資信託受益証券 1銘柄	100.0%	100.0%

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間(2020年12月 8日から2021年 6月 7日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

【U B S 原油先物ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前計算期間末 2020年12月 7日現在	当中間計算期間末 2021年 6月 7日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	242,556,899	195,629,729
投資信託受益証券	13,547,950,995	10,247,625,973
派生商品評価勘定	958,597	790,965
未収入金	324,701,874	184,230,809
流動資産合計	14,116,168,365	10,628,277,476
資産合計	14,116,168,365	10,628,277,476
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	132,278	20,175
未払解約金	496,621,040	329,402,937
未払受託者報酬	5,215,413	3,280,701
未払委託者報酬	71,972,680	45,273,480
未払利息	684	552
その他未払費用	879,708	834,488
流動負債合計	574,821,803	378,812,333
負債合計	574,821,803	378,812,333
純資産の部		
元本等		
元本	20,624,277,302	10,164,767,618
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	7,082,930,740	84,697,525
（分配準備積立金）	2,149,185,659	947,554,750
元本等合計	13,541,346,562	10,249,465,143
純資産合計	13,541,346,562	10,249,465,143
負債純資産合計	14,116,168,365	10,628,277,476

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	当中間計算期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,950,275,080	4,751,703,980
為替差損益	220,354,842	475,305,130
営業収益合計	3,170,629,922	5,227,009,110
営業費用		
支払利息	290,219	83,500
受託者報酬	1,837,831	3,280,701
委託者報酬	25,362,039	45,273,480
その他費用	1,055,308	2,789,291
営業費用合計	28,545,397	51,426,972
営業利益又は営業損失（ ）	3,142,084,525	5,175,582,138
経常利益又は経常損失（ ）	3,142,084,525	5,175,582,138
中間純利益又は中間純損失（ ）	3,142,084,525	5,175,582,138
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	53,965,397	1,823,926,238
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	211,489,343	7,082,930,740
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,179,492,405	4,114,673,445
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,179,492,405	4,114,673,445
剰余金減少額又は欠損金増加額	21,126,524,914	298,701,080
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	21,126,524,914	298,701,080
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	15,962,471,930	84,697,525

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定および外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。 (2) 金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 (3) 剰余金又は欠損金 中間貸借対照表における剰余金又は欠損金について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第3条の2に基づき、当中間計算期間末の中間剰余金又は中間欠損金の比較情報として、前計算期間末の剰余金又は欠損金を開示しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目		前計算期間末 2020年12月 7日現在	当中間計算期間末 2021年 6月 7日現在
1.	計算期間末日および中間計算期間末日における受益権の総数	20,624,277,302口	10,164,767,618口
2.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は7,082,930,740円です。	-
3.	計算期間末日および中間計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6566円 (6,566円)	1.0083円 (10,083円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

前中間計算期間 自 2019年12月 6日 至 2020年 6月 5日	当中間計算期間 自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 報酬対象期間の日々におけるファンドの純資産総額に年率0.117%以内を乗じて日割り計算し、当該報酬対象期間に応じて合計した金額	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2020年12月 7日現在	当中間計算期間末 2021年 6月 7日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	金融商品は原則として全て時価評価されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	デリバティブ取引に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前計算期間末（2020年12月 7日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	325,496,995	-	324,670,676	826,319
合計		325,496,995	-	324,670,676	826,319

当中間計算期間末（2021年 6月 7日現在）

区分	種類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超（円）		
市場取引以外 の取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	184,998,829	-	184,228,039	770,790
合計		184,998,829	-	184,228,039	770,790

(注1)時価の算定方法

為替予約の時価

1. 前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については以下のよう
に評価しております。

前計算期間末日および当中間計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先
物売買相場の仲値が発表されている場合は当該為替予約は当該対顧客先物売買相場の仲値により評価しておりま
す。

前計算期間末日および当中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合
は以下の方法によっております。

イ) 前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合に
は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後 2 つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算し
たレートにより評価しております。

ロ) 前計算期間末日および当中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合に
は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 前計算期間末日および当中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、前計
算期間末日および当中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されていません。

(その他の注記)

項目	前計算期間	当中間計算期間
	自 2019年12月 6日 至 2020年12月 7日	自 2020年12月 8日 至 2021年 6月 7日
元本の推移		
期首元本額	2,368,517,564円	20,624,277,302円
期中追加設定元本額	50,736,141,674円	1,752,220,216円
期中一部解約元本額	32,480,381,936円	12,211,729,900円

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2021年 6月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	10,051,370,878円
負債総額	128,049,872円
純資産総額（ - ）	9,923,321,006円
発行済口数	9,367,323,403口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0594円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（2）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（4）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（5）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額等

2021年6月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近5年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（2）委託会社等の機構

経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

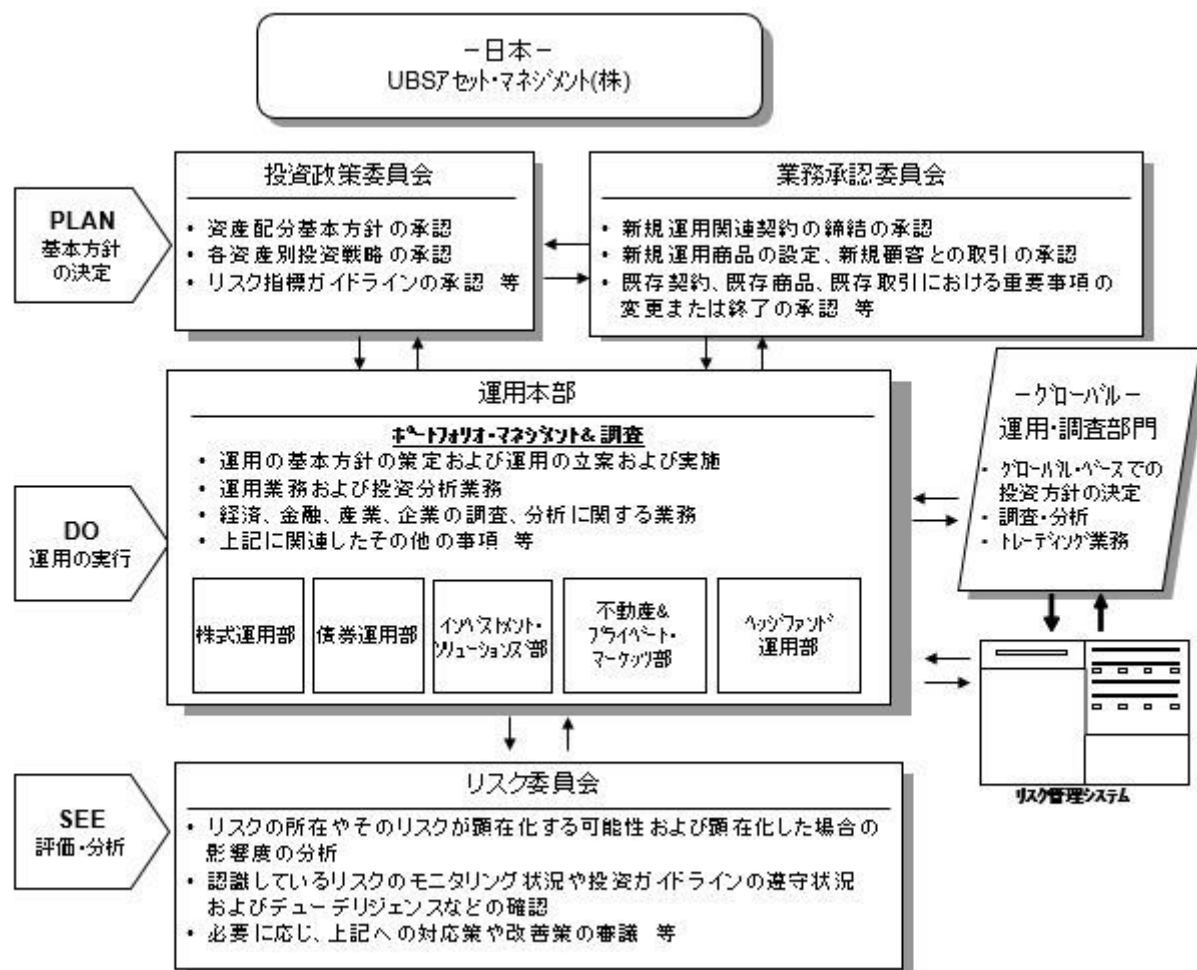
（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

投資運用の意思決定機構



2021年6月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年6月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	38	87,298
追加型株式投資信託	83	747,596
合計	121	834,894

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

期別		前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(資産の部)					
流動資産					
現金・預金	*1		4,001,040		5,013,218
未収入金	*1		58,843		68,692
未収委託者報酬			947,872		877,681
未収運用受託報酬	*1		2,088,489		849,138
その他未収収益	*1		386,023		411,506
前払費用			13,878		11,222
その他			78		3,540
流動資産計			7,496,227		7,235,000
固定資産					
投資その他の資産			396,109		422,468
前払年金費用		21,809		8,568	
繰延税金資産		354,300		393,900	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			396,109		422,468
資産合計			7,892,336		7,657,468

期別		前事業年度 (2019年12月31日)		当事業年度 (2020年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
(負債の部)					
流動負債					
預り金			55,862		63,015
未払費用	*1		1,643,137		1,057,992
未払消費税			161,344		338,010
未払法人税等			566,957		655,874
賞与引当金			574,455		670,554
その他			6,728		12,818
流動負債計			3,008,486		2,798,264
固定負債					
退職給付引当金			-		1,153
固定負債計			-		1,153
負債合計			3,008,486		2,799,418
(純資産の部)					
株主資本			4,883,850		4,858,050
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,683,850		2,658,050
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,133,850		2,108,050	
繰越利益剰余金		2,133,850		2,108,050	
純資産合計			4,883,850		4,858,050
負債・純資産合計			7,892,336		7,657,468

(2) 【損益計算書】

期別		前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)	
科目	注記 番号	内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			6,950,925		5,793,207
運用受託報酬	*1*2		4,401,672		5,959,214
その他営業収益	*1*3		1,538,358		1,283,202
営業収益計			12,890,956		13,035,624
営業費用					
支払手数料			3,353,869		2,730,772
広告宣伝費			73,360		72,804
調査費			2,440,978		3,095,710
調査費		127,451		99,317	
委託調査費	*1	2,313,527		2,996,392	
委託計算費			253,487		246,986
営業雑経費			86,118		87,767
通信費		3,358		2,139	
印刷費		52,134		42,399	
協会費		18,460		17,494	
その他	*1	12,165		25,734	
営業費用計			6,207,815		6,234,041
一般管理費					
給料			2,256,160		2,407,963
役員報酬		213,584		247,753	
給料・手当	*1	1,576,177		1,592,585	
賞与		466,397		567,624	
交際費			23,495		8,184
旅費交通費			73,238		14,240
租税公課			78,730		84,915
不動産賃借料			227,290		268,420
退職給付費用			92,509		172,633
事務委託費	*1		755,298		696,759
諸経費			77,367		62,523
一般管理費計			3,584,090		3,715,641
営業利益			3,099,050		3,085,941
営業外収益					
受取利息		10		7	
為替差益		14,805		3,796	
雑収入		55		1,349	
営業外収益計			14,870		5,153
営業外費用					
支払利息	*1	-		134	
雑損失		761		2,173	
営業外費用計			761		2,308
経常利益			3,113,159		3,088,786
税引前当期純利益			3,113,159		3,088,786
法人税、住民税及び事業税			927,009		1,022,267

法人税等調整額			54,500		39,600
当期純利益			2,131,650		2,106,119

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計	
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	1,779,200	2,329,200	4,529,200	0	0	4,529,200
当期中の変動額								
剰余金の配当			1,777,000	1,777,000	1,777,000			1,777,000
当期純利益			2,131,650	2,131,650	2,131,650			2,131,650
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						0	0	0
当期中の変動額合計			354,650	354,650	354,650	0	0	354,650
当期末残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	-	-	4,883,850

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
			繰越 利益剰余金					
当期首残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	-	-	4,883,850
当期中の変動額								
剰余金の配当			2,131,920	2,131,920	2,131,920			2,131,920
当期純利益			2,106,119	2,106,119	2,106,119			2,106,119
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						-	-	-
当期中の変動額合計			25,800	25,800	25,800			25,800
当期末残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	-	-	4,858,050

[注記事項]

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

（１）賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（２）退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
584千円	150千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、あります。

2. 見積

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(表示方法の変更)

前事業年度まで一般管理費の「事務委託費」に区分していましたが「委託費用」及び「システム使用料」は、明瞭性を高める観点から、当事業年度より営業費用の「委託調査費」及び「委託計算費」に区分を組替表示しております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「事務委託費」に区分していましたが「委託費用」及び「システム使用料」2,567,015千円は、「委託調査費」2,313,527千円、「委託計算費」253,487千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
現金・預金	2,726,019	4,271,387
未収入金	7,278	7,034
未収運用受託報酬	8	7
その他未収収益	-	-
未払費用	44,476	41,133

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	当事業年度 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
運用受託報酬	50	46
その他営業収益	55,224	-
支払利息	-	134
委託調査費	16,686	-
営業雑経費その他	1,300	81
人件費	2,798	293
事務委託費	338,654	467,508

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日	当事業年度 自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日
投資助言報酬	56,552	40,895

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月11日 臨時株主総会	普通株式	1,777,000	82,268	2019年3月31日	2019年6月12日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-----------	-----------	----------------	-----------------	-----	-------

第25期定時 株主総会	普通株式	利益 剰余金	2,131,920	98,700	2019年12月31日	第25期定時 株主総会の翌日
----------------	------	-----------	-----------	--------	-------------	-------------------

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日 臨時株主総会	普通株式	2,131,920	98,700	2020年3月31日	2020年6月12日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当ありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	4,001,040	4,001,040	-
未収入金	58,843	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	386,023	-
資産計	7,482,270	7,482,270	-
未払費用	1,643,137	1,643,137	-
未払法人税等	566,957	566,957	-
負債計	2,210,095	2,210,095	-

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

現金・預金	5,013,218	5,013,218	-
未収入金	68,692	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	849,138	-
その他未収収益	411,506	411,506	-
資産計	7,220,237	7,220,237	-
未払費用	1,057,992	1,057,992	-
未払法人税等	655,874	655,874	-
負債計	1,713,866	1,713,866	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	4,001,040	-
未収入金	58,843	-
未収委託者報酬	947,872	-
未収運用受託報酬	2,088,489	-
その他未収収益	386,023	-
合計	7,482,270	-

当事業年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	5,013,218	-
未収入金	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	-
その他未収収益	411,506	-
合計	7,220,237	-

(退職給付関係)

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,085,756
勤務費用	118,681
利息費用	4,185
数理計算上の差異の当期発生額	180,891
退職給付の支払額	61,745
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	965,986

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,040,003
-----------	-----------

期待運用収益	5,143
数理計算上の差異の当期発生額	122,932
事業主からの拠出額	127,327
退職給付の支払額	61,745
年金資産の期末残高	987,795

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	965,986
年金資産	987,795
小計	21,809
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,809
退職給付引当金	-
前払年金費用	21,809
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	21,809

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	118,681
利息費用	4,185
期待運用収益	5,143
数理計算上の差異の費用処理額	51,788
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	65,934

(注)上記の他、特別退職金5,000千円を退職給付費用として処理しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	20%
その他	39%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、23,944千円でありました。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、

年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	965,986
勤務費用	108,238
利息費用	2,316
数理計算上の差異の当期発生額	31,316
退職給付の支払額	30,530
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,014,693

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	987,795
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の当期発生額	73,178
事業主からの拠出額	132,688
退職給付の支払額	30,530
年金資産の期末残高	1,022,108

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,014,693
年金資産	1,022,108
小計	7,414
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414
退職給付引当金	1,153
前払年金費用	8,568
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,414

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	108,238
利息費用	2,316
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の費用処理額	41,861
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	147,082

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を

構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.258%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,551千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	2,800	9,000
減価償却超過額	38,400	50,200
未払事業税	31,000	39,200
株式報酬費用	60,900	42,400
退職給付引当金	14,200	10,500
賞与引当金	175,900	204,800
その他	31,100	37,800
繰延税金資産小計	354,300	393,900
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	354,300	393,900

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.00%	0.80%
過年度法人税等	0.03%	0.07%
その他	0.15%	0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.50%	31.46%

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

日本	米国	その他	合計
----	----	-----	----

4,323,477千円	843,709千円	772,844千円	5,940,031千円
-------------	-----------	-----------	-------------

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

日本	米国	その他	合計
5,898,961千円	794,957千円	548,497千円	7,242,417千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客に関する情報

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,538,408千円	投資運用

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,283,248千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。

委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50カ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自 2019年1月1日 至 2019年12月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	UBS AG (最終親会社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは非上 場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 産運用業 務及びそ れに関す る事務委 託等、人 件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 その他営業収益 委託調査費 事務委託費 不動産関係費(受取) 人件費	9,130,575 7,843,696 50 55,224 16,686 338,654 1,300 2,798	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	2,726,019 7,278 8 44,476

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま

す。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万 スイス フラン	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	147,870 54,434 28,172	その他未収収益 未収入金 未払費用	67,582 2,959 18,384
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取） 人件費	344,923 227,492 82,919 473	未収入金 未払費用	25,907 214,714
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万 オーストラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費	115,939 130,323	その他未収収益 未払費用	17,258 32,381
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	176,278 71,117 9,508	その他未収収益 未収入金 未払費用	51,885 1,685 11,636
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	174,404 1,778,702 28,208	その他未収収益 未収入金 未払費用	42,368 2,311 750,133
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	96,267 224,239 41,075	その他未収収益 未収入金 未払費用	15,991 3,362 51,795
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万 米国 ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	681,049	その他未収収益	154,055
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	2億5 百万円	投資 助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取）	132,078	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（１）親会社

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当 事者と の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親 会 社	UBS AG (最終親会 社である UBS Group AGはNYSE及 びSIXに上 場、UBS Asset Management AGは 非上場)	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業務	(被所有) 間接100%	金銭の預 入れ、資 金調達、 資産運用 業務及び それに 関する 事務 委託等、 人件費	金銭の預入れ		現金・預金	4,271,387
							増加	14,551,740		
							減少	13,006,486		
							資金の借入	1,000,000		
							資金の返済	1,000,000		
							支払利息	134	未収入金	7,034
							運用受託報酬	46	未収運用受託報酬	7
							事務委託費	467,508	未払費用	41,133
							不動産関係費(受取)	81		
							人件費	293		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

（２）兄弟会社等

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・ チューリッ ヒ	50万 スイス フラン	資産運 用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	104,027 70,738 42,083	その他未収収益 未収入金 未払費用	61,748 4,039 28,610
	UBS証券 株式会社	東京都 千代田区大 手町	321 億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料 などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	303,301 265,990 100,772	未収入金 未払費用	30,098 263,404
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラ リア・ シドニー	40百万 オースト ラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費	101,410 110,299	その他未収収益 未払費用	57,409 23,507
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガ ポール	3.9百万 シンガ ポールド ル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	176,551 78,411 3,792	その他未収収益 未収入金 未払費用	62,691 1,764 16,119

会社の子会社等	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	80,544 2,481,175 32,887	その他未収収益 未収入金 未払費用	14,518 3,155 158,197
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、 それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	70,137 200,658 47,835	その他未収収益 未収入金 未払費用	23,469 4,590 51,150
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	500,251	その他未収収益	118,917
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	3億55百万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取） 不動産関係費 (受取)	169,696 27	未収入金	725
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	218,534	その他未収収益	64,762

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	226,104円21銭	224,909円72銭
1株当たり当期純利益金額	98,687円51銭	97,505円51銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)
当期純利益（千円）	2,131,650	2,106,119
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,131,650	2,106,119
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見取の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

- 名称 : 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
 資本金の額 : 10,000百万円（2021年3月末現在）
 事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
 再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容

auカブコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	
株式会社 S B I 証券	48,323百万円	
野村證券株式会社	10,000百万円	
松井証券株式会社	11,945百万円	
マネックス証券株式会社	12,200百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社熊本銀行	10,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社十八親和銀行	36,878百万円	
株式会社新生銀行	512,204百万円	
ソニー銀行株式会社	36,000百万円	
株式会社福岡銀行	82,329百万円	

(3) 投資顧問会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
UBSアセット・マネジメント(UK) リミテッド	125百万英国ポンド	資産運用に関する業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

(3) 投資顧問会社

委託会社から、U B S 原油先物ファンドの運用指図権限の委託を受け当該ファンドの運用（投資一任）を行ないます。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3 【その他】

(1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。

(2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日

ファンドの基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など

目論見書の使用開始日

(3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象で

はない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。

「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。

「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。

請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。

請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。

「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。

商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。

投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。

有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。

委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。

（４）交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。

ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。

投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。

（５）有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

（６）目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第１ ファンドの状況」「２ 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。

（７）投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

（８）目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年3月12日

UBSアセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三 浦 昇	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 井 恵一郎	印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているUBSアセット・マネジメント株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBSアセット・マネジメント株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうか

とともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年1月20日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS原油先物ファンドの2019年12月6日から2020年12月7日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、UBS原油先物ファンドの2020年12月7日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を

適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年7月21日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているUBS原油先物ファンドの2020年12月8日から2021年6月7日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、UBS原油先物ファンドの2021年6月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年12月8日から2021年6月7日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づ

き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。